# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05 教育•文化

## 提案事項(事項名)

地方教育費調査の隔年化及び説明書の記載内容の明確化

#### 提案団体

岡山県、宮城県、中国地方知事会

# 制度の所管・関係府省

文部科学省

## 求める措置の具体的内容

地方教育費調査(統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく一般統計調査)における教育費調査及び生涯学習 関連費調査について、毎年実施から隔年実施に変更すること。

また、調査における「教職員」の定義を明確化すること。

## 具体的な支障事例

本調査への報告にあたっては、都道府県及び市町村教育委員会、都道府県立学校それぞれにおいて、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的としているが、毎年実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。

また、調査票作成にあたっては、学校教育費調査票「A-1 人件費」において給与を a~d の四項目に分類するが、教職員の定義については、現行の説明書に明確な記載がなく、別紙『質疑応答集』にて「教職員の定義について、本調査と学校基本調査の定義はおおむね同じであるが、例えば本調査の対象である学校給食センターの職員を、学校基本調査では対象としないなど、異なる取扱いをする場合がある。」と記載されているにとどまり、本調査と学校基本調査の担当者が異なれば整合性を取るのが困難である。恒常的に誤計上が生じており、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県、市町村教育委員会及び都道府県立学校における事務負担が大幅に軽減され、他の教育にかかる 業務に注力することができる。

# 根拠法令等

地方教育費調査要綱第5

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、茅ヶ崎市、富山県、石川県、浜松市、豊橋市、京都府、徳島県、高知県、長与町、熊本市、宮崎県

〇本調査への報告にあたっては、当市教育委員会において、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。毎年実施することの有

用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。

〇計上項目は決算科目の区分とは異なり、細分化や再計算が必須であるが、各報告元において正確な数字を 計上できているのか甚だ疑問である。誤計上が生じやすい現状であり、分類の判断が難しく、非効率な事務処 理につながっている。当市における正確な算出にあたっては、約9千件にのぼる伝票のデータ加工を余儀なくさ れている。

実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料とするならば、決算科目と一致させる等大枠での分類でも可能と考える。

## 各府省からの第1次回答

本調査の結果は、教育に係る経費等を財源別(国と地方政府の負担割合等)・支出項目別(教員給与等経常経費や建築・施設整備費の割合等)に明らかにし、さらに都道府県別の集計を行うことにより、地方交付税措置の算定に係る単位費用など国の基準額と各都道府県の実支出額が比較できるほか、都道府県において、自らの教育財政状況を他都道府県等とを客観的に比較し、都道府県における教育諸施策の検討・立案に活用することが可能なものである。加えて、他の教育費に係る調査(学校基本調査等)結果と合わせることで、我が国の教育に対する公財政支出の全体像を把握することにも活用されている。OECD の分析による諸外国等との比較を通し、我が国は教育に対する公財政支出の対 GDP 比が低迷していることが明らかになり、このことは国会、教育再生実行会議、財政制度等審議会等における教育財政の在り方に関する議論で数多く取り上げられている。また、把握した公財政支出の全体像は、教育に対する私費負担(保護者負担等)との割合比較を通して、家計負担の軽減を行うべき教育支出の検討に役立てられており、幼児教育の段階的無償化等に至る教育再生実行会議等の議論の基礎となったところである。

このように本調査の結果は、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するために広く活用される基礎資料であり、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)等において、証拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)の取組強化を図ることとしている点からも、今後の教育政策の遂行に必要不可欠なデータを提供している本調査の隔年化は難しいと考える。

また、決算区分はあくまで会計上の所用のために設定されるものであり、教育にかかる支出を把握する目的からは必ずしも十分なものではないが、本調査の定義と一対の状況と考えられる決算区分については、決算区分上の金額を用いて本調査の回答を行うことが可能と考えられるので、決算区分から計上金額の把握ができるものもあり得ると考えるところである。調査の構造をご理解いただくためにも、どのような決算区分が、本調査ではどのような項目に該当する可能性があるかは、毎年の説明会資料の一部としてお示ししているところである。人件費については、地方教育費調査における定義は現在も手引きにおいて記載しているところではあるが、より分かりやすいものとなるよう今後改善に努めてまいりたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本調査の有用性については承知したが、事務負担を比較考量した回答がないので、第2次回答では回答いただきたい。

また、子供の学習費調査など、隔年で実施している他の調査と比べて、とりわけなぜ地方教育費調査が重要なのかを、活用場面の数の差異など、可能な限り数値化してお示しいただき、どうして隔年ではなく毎年実施する必要があるのか明示願いたい。さらに、OECD の分析による諸外国との比較などについても言及されているが、諸外国でも毎年調査を実施しているものなのかご教示願いたい。

なお、本提案が受け入れられず、引き続き調査を毎年実施することとなったとしても、負担感解消のため、調査を実施する際に、本調査が継続的にどのように活用されているか、わかりやすく示した資料を添付することなどを検討いただきたい。(説明会資料では、平成 29 年の経済財政諮問会議の資料が掲載されており、数年に一度の調査でよいような印象を受ける。)

人件費については、より分かりやすいものとなるよう今後改善に努めるとのことだが、学校基本調査との定義を合わせることを検討しているのかどうか(例えば、学校給食センターの職員は具体的にどういった取扱いになるのか明記することを検討しているのかなど)、また、いつ頃を目途に改善結果をお示しいただけるのかご教示いただきたい。なお、「他の教育費に係る調査(学校基本調査等)結果と合わせることで、我が国の教育に対する公財政支出の全体像を把握することにも活用」とされており、学校基本調査等と結果を合わせることを前提にするのであれば、定義も合わせるのが適当と考える。

# 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 地方六団体からの意見

#### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

### 各府省からの第2次回答

当省のほか他府省でも公表値を自由に利用できる本調査の活用場面を網羅的に調べ上げることは困難であることから、定量的に示すことはご容赦いただきたい。また、OECD の分析にかかる諸外国の一次統計データやその調査周期は明らかにされていないため、分かりかねる。その上での回答になるが、調査周期は各々の調査の性質により設定されているところ、本調査の対象は1年単位で予算・決算が行われる自治体の支出であり、地方教育費に関する最も基礎的なデータである。政策として行われる各種事業には、GIGA スクール構想に代表されるような補正予算を財源に実施する比較的短い期間のものも少なくないことを踏まえると、政策のインパクトを捉えるには毎年調査することが適当であり、教育費をめぐる議論を行う上で、毎年の最新値を有することは極めて重要と考える。

また、本調査の調査結果は、審議会や白書等での分析や毎年度作成する「国民経済計算」(基幹統計)の推計に用いられるなどの利活用がなされており、隔年化した場合にはこれらの利活用にも影響がある。

最新値が種々活用されている現状では隔年化することは難しいが、調査回答の負担が大きいとのご意見を踏まえ、今後は、各自治体の回答負担の軽減に資するよう、調査における注意点の図示や、誤りやすい費目についての説明スライドを資料に盛り込むなどの工夫はもとより、各自治体での工夫の事例を共有するなど、より省力化につながるよう対応を行って参りたい。

また、今後は活用の状況を十分ご理解いただけるように、本調査の活用状況を、令和6年度調査以降において、より分かりやすく手引き・説明資料で示して参りたい。

人件費についても、次回調査である令和6年度(令和5会計年度)調査から、分かりやすくお示しして参りたい。 一方、定義については、現在のものが適当か検討して参りたいが、その際にはあらゆる側面から検討する必要 があり時間を要するため、令和6年度までに検討を行い、変更を行う場合には令和7年度(令和6会計年度)調 査を見据えて対応を行って参りたい。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

## 5【文部科学省】

(12)統計法(平 19 法 53)

(i)地方教育費調査については、その説明書等において、回答上の注意点の図示や当該調査の活用状況の紹介などの記載内容を充実させるよう検討し、令和6年度に実施する当該調査から反映させる。

また、学校基本調査との人件費の定義の統一について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。